

小中一貫校 伏虎小中学校だより

No.8

～学びあい ひろがり 響きあう 学校を目指して～

平成27年7月28日 和歌山市教育委員会教育政策課発行

伏虎小中学校建設工事に関する説明会を、7月14日（火）午後7時から城北小学校体育館において開催しました。多くの保護者・地域の皆様のご参加をいただきまして、ありがとうございました。

説明会の内容

《工事概要》

- ・工事名 建築工事 : 伏虎中学校区小中一貫校建設建築工事
機械設備工事 : 伏虎中学校区小中一貫校建設機械設備工事
電気設備工事 : 伏虎中学校区小中一貫校建設電気設備工事
- ・工期 平成27年7月9日～平成29年11月4日（予定）
- ・工事内容 新設校舎建設 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
5階建 延床面積 14,249.29㎡
附属舎建設 [部室棟、体育倉庫、屋外トイレ他]
外構工事 [防球ネット、グラウンド整備他]
既設校舎解体

《施工計画》

○安全管理計画等

- ・校内、周辺安全対策
工事施工場所の周辺に成形鋼板、フェンスバリケード等で仮囲いを設け、学校運営面に支障が出ないよう又、周辺にお住まいの方にご迷惑をおかけしないよう工事エリアを明確に区分します。
- ・交通誘導員の配置
工事車両搬出入箇所は主に東側ゲートとし、1名の交通誘導員を常駐配置します。また、北側、西側ゲートの使用や道路、学校敷地境界付近での工事を行う場合は、随時、交通誘導員を増員配置し、安全確保を図ります。
- ・工事施工状況の看板設置
工事の工程や進捗状況について、工事の現況が分かるように、工事用出入口付近等に案内用看板を設置します。

・作業時間

原則として、午前8時30分から午後6時00分までとします。ただし、準備や後片付けのため作業員の作業を前後30分程度行います。また、騒音、振動を伴わない作業及び作業工程上やむを得ない場合は、時間を延長することがあります。

・作業休業日

日曜日の作業は原則として行いません。ただし、軽微な作業や工程上やむを得ない場合、学校の授業等に支障があるため日曜日にしか出来ない場合など、作業内容の都合により実施する場合があります。なお、土曜日、祝日は作業を実施いたしません。

《質疑応答について（抜粋）》

児童が出入りする校門の近くに、1期工事（H27年7月～H27年9月）期間中、埋蔵文化財調査車両出入口があるが、登下校の時間の出入はないなどの安全対策は大丈夫ですか。

これまでも埋蔵文化財発掘調査を実施し、安全対策には十分注意してまいりましたが、改めて、出入口は常時閉鎖し、登校時には誘導員を置いて、関係車両の通行には十分安全確認をするなど、事業者に徹底いたします。

3期工事（H28年7月～H29年3月）期間中、学校が使用できるグラウンドが狭くなるが、仮囲いの設置場所の融通は聞かないのですか。

グラウンド廻りの外構工事や倉庫棟等の附属舎の建設工事を実施します。工事に影響が出ない範囲で、仮囲いの位置を前後することは可能です。学校と定期的に打ち合わせをさせていただきます。

周辺住民に対して、工事の工程・状況等の情報提供はとても重要です。工事施工状況看板を設置するとのことですが、学校周辺の50m間隔で設置して欲しい。

学校周辺の仮囲いフェンスに、適切な間隔で設置いたします。

工事に関する問合せはどうしたら良いのか。また、夜間等での緊急時の連絡はどのようになりますか。

作業時間中は現場事務所に常駐していますので、工事に関する問合せはグラウンド南側に設置する現場事務所までお願いします。また、夜間等、緊急時の連絡については、学校周辺に設置します工事施工状況看板に掲載させていただきます。

新校舎建設時、児童が日常生活している校舎との間の距離が狭いですが、騒音や落下物、建設クレーンなどによる危険はありませんか。

校舎建設時は足場が先行して立ち上がり、防音シート等が設置されるため、音は上部に抜け騒音は軽減されます。足場、クレーンの転倒については、適切な補強や暴風雨の対応など徹底して行います。落下物についても、養生シートで覆われるため、学校側等への危険は無いと考えています。

近隣への砂埃などの対策はどのようになりますか。

グラウンド南側に低木の生垣及び2m程度の芝生の植栽を実施します。また、フェンスに防砂ネットを張る対策を行います。

近隣への吹奏楽等、学校から出る騒音に対する新校舎の対策はどのようになりますか。

学校から出る騒音として、校内放送や学校行事、部活動等、近隣の皆様には大変ご迷惑をおかけしています。新校舎は、音楽室を5階に設置し、HR教室はペアガラスを採用、教室には空調を整備するなど、騒音対策を採っています。皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

歩道を設置する南側に防犯灯を設置していただきたい。

関係課及び関係自治会と相談させていただき、検討いたします。

既存体育館の耐震工事は必要ないのですか。また、改修工事等はするのですか。

既存体育館は、平成3年建築で新耐震基準による建物であるため、耐震工事は必要ありません。改修工事として、落下の恐れのあるアリーナの天井材の撤去及び屋根の塗装工事を実施します。

